

申請

軽自動車の減免申請

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをされるようお願いいたします。

適用基準

平成26年4月1日現在で、次の各手帳等の交付を受けている方で、用途、障がいの程度及びその車両の構造によって対象となります。

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

(1)表1(参照)

2 知的障がいのある方

(1)療育手帳の交付を受けている方

(2)知的障害者更生相談所又は児童相談所の交付する判定書面により、知的障がいがあると判定された方

3 精神に障がいのある方

(1)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(障がいの等級が「1級」、「2級」、「3級」の方)

(2)精神保健指定医の診断書により、精神に障がいがあると診断された方

4 戦傷病者手帳の交付を受けている方

(1)戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

5 特別仕様車

(1)その構造がもつばら身体障がい者等の利用に供するために造られた軽自動車

※主な条件

▼減免は1人1台までです。(自動車税の減免を受けている方は対象になりません。)

▼市社会福祉課よりタクシーチケットの交付を受けられていない方は対象になりません。

申請期限

平成26年5月26日(月)まで

※注意事項

▼申請期限を過ぎますと受け付けることができませんので、必ず申請期間内に申請をお願いします。

▼申請は、毎年行わなければなりません。

●申請に必要な書類等

- 軽自動車税納税通知書
- 運転免許証(運転される方)
- 障害者手帳等
- 印鑑

・車検証(特別仕様車の場合)

表1 身体障害者手帳の交付を受けている方(○は該当)

障がいの区分	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		上肢不自由	音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害	体幹不自由	下肢不自由	障がいの区分
	移動機能	上肢機能								
1級	○	○	○							1級
2級	○	○	○							2級
3級	○	○	○		※	○				3級
4級	○	○	○							4級
5級						○				5級
6級									○	6級

※は除頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。

問合せ及び申請場所

税務課市税係 ☎32-2219



廃車・譲渡等の手続きは下記までご相談ください。

■赤平市ナンバー
税務課市税係 ☎32-2219

■札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(125cc~250cc以下))
札幌市北区新川5条20丁目1-20
札幌地区軽自動車協会
☎011-768-3955

■札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))
札幌市東区北28条東1丁目
北海道運輸局札幌運輸支局
☎050-5540-2001

■納税に関するご相談
税務課納税係 ☎32-2219

今月は、軽自動車税の納付書が配布され、6月2日(月)が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車、バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車輛が無く、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合、廃車・譲渡等の手続きが完了しておりません。

そのまま手続きを行わず放置しておくと、お手元に車輛が無いにも関わらず、税金だけが課税され、未納が続くと支払いが困難となり、著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、市が現在行っている「行政サービスの制限等」を実施する場合がありますので、ご注意ください。

赤平市市税等収納向上対策本部

軽自動車の手続きは忘れずに!!

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

● 今月の納税 ●

固定資産税・都市計画税 第1期
軽自動車税 定期
納期限 6月2日(月)まで

納税相談窓口の開設について

納税相談は、8時30分から17時までの間、随時担当係で行っていますので、ご利用ください。

じゅうみん 談 会 住 民 懇 会 春 季

第5次赤平市総合計画後期実施計画、平成26年度の主な施策と関連する予算、市立赤平総合病院病棟建替事業を説明し意見交換をさせていただきますので、ぜひご参加ください。

地区別開催日程

日 程	開始時間	会 場
15日(木)	18時～	平岸高齢者コミセン
16日(金)	18時～	東公民館
19日(月)	18時～	豊里ふるさと会館
5月 22日(木)	16時～	住友老人クラブ
23日(金)	18時～	交流センターみらい
26日(月)	18時～	文京生活館
29日(木)	18時～	若木生活館

※住友地区での開催時間にご注意願います。

当日は、広報あかびら5月号と一緒にお配りした「赤平市の予算」をお持ちください。



赤平市 民生委員 児童委員 協議会

問合せ
社会福祉係
☎32-2216

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること
(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること
(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

暮しのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(借費や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

広げよう 地域に根ざした思いやり

「私たち民生委員児童委員のあい言葉」です

民生委員児童委員は、地域の誰もが安心して生活をおくれるように応援します。何か心配ごとがありましたら、民生委員児童委員にご相談ください。民生委員児童委員の中には、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。いずれも任期は3年間です。

もちろん個人の秘密は守ります。

民生委員児童委員の家は青い門番が目印です。

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かるる2.7
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081

道民児連

統計調査員

登録を募集します

問合せ 企画調整係 ☎32-1834

「統計調査員」として、市または国が実施する統計の業務に従事して下さる方を募集します。



◆登録調査員は、事前に登録をさせていただくための制度です。各統計調査ごとに当係から連絡があり、任命されてからはじめて調査員となります。また、登録制のため、一度手続きを行うと次年度以降の登録手続きは不要です。

- 仕事の内容
 - 各種統計調査ごとに開催される調査員事務説明会の出席。
 - 各種統計調査において世帯または事業所などの面接、調査内容の説明及び調査票の配布・回収。
- 応募対象
 - 20歳以上で市内に在住する方。
 - 心身ともに健康であり、責任をもって調査業務ができる方。
 - 調査で知り得た内容など秘密を保持できる方。
 - 警察、選挙、税務に直接従事していない方。
 - 税の滞納のない方。